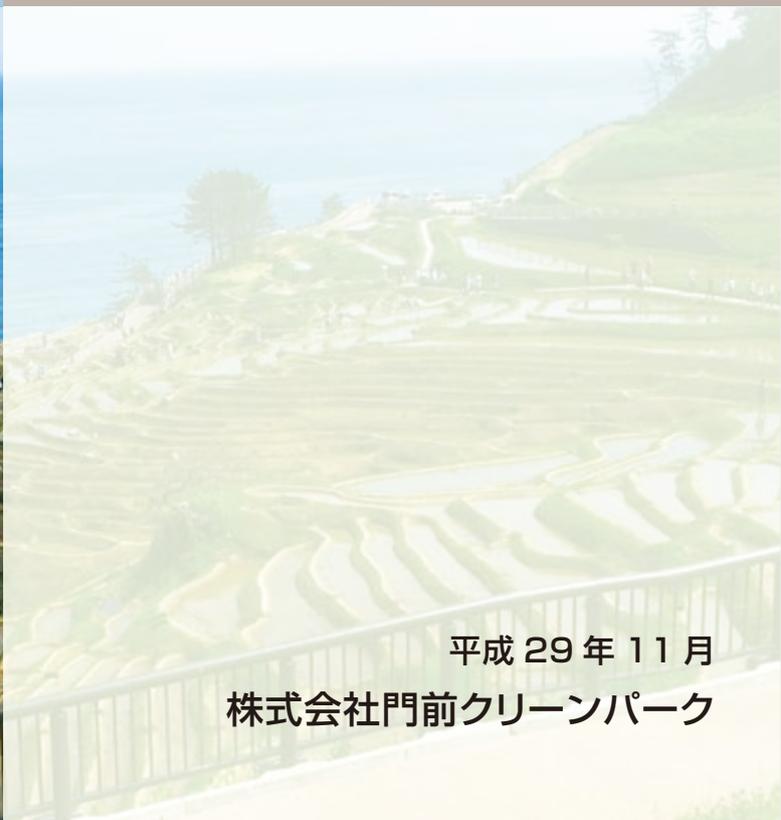




門前クリーンパーク

会社概要 Ver.1



平成 29 年 11 月
株式会社門前クリーンパーク

事業目的

石川県内における産業廃棄物の発生量は333万トンで、その内再生利用189万トン、減量化137万トン、最終処分8万トン(県外含む)です。一方で、県内の最終処分場の残余年数は、管理型で約3年、安定型で約4年(公共と自己処分を除く)となっています。(出所「平成28年度石川県廃棄物排出量実態調査報告書(平成27年度実績)」)

将来、再資源化や減量化が進んでも、最終処分場は不可欠です。最終処分場の整備は、不適正処理(不法投棄)等による環境リスクの回避に繋がります。

門前クリーンパークは、自然と共生して調和する循環型社会形成を推進し、地域的に偏在している県内産業廃棄物最終処分場の適正配置と適正処理のために、民間主体の施設を整備します。

最終処分場建設予定地



事業概要

事業の名称	仮称：門前クリーンパーク建設事業
事業の種類	産業廃棄物管理型最終処分場の設置
対象事業実施区域の位置	石川県輪島市門前町大釜
対象事業実施区域面積	約53.1ha (残置森林約40%含む)

廃棄物運搬車両の主な走行経路



事業の規模

	埋立地面積 (ha)		埋立容量 (m ³)	埋立予定年月
第1期整備	5.16	11.51	83.6万	11年7カ月
第2期整備	8.46		173.1万	24年6カ月
第3期整備	5.75		86.4万	11年9カ月
合計	17.26		343.1万	47年10カ月

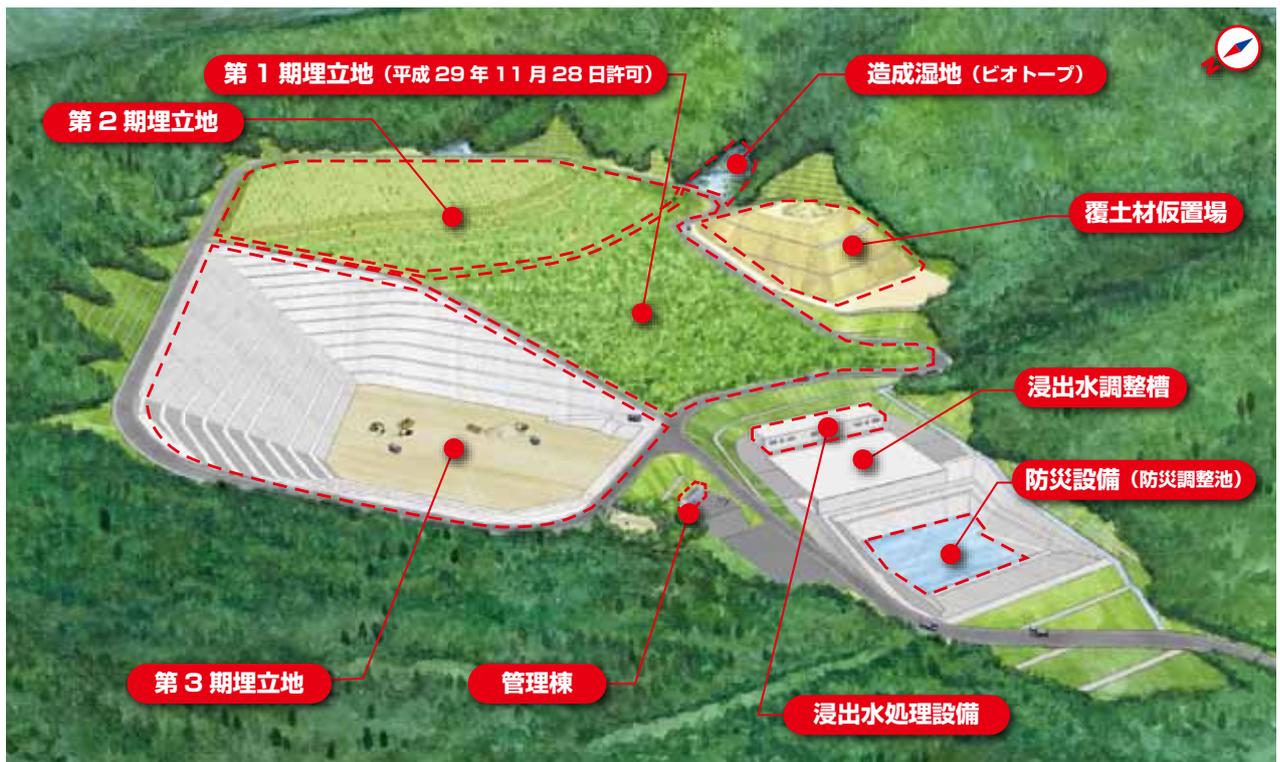
●平成29年7月14日に石川県に提出した設置許可申請は第1期整備を対象

施設配置計画

対象事業実施区域内での施設配置の計画図です。自然環境、地形・地質等を総合的に検討し、施設を配置します。



第3期供用中イメージ



受入対象廃棄物

最終処分場に受け入れる産業廃棄物は、主として石川県・富山県・福井県の北陸3県を中心としたエリアから年間7万トンを受け入れる予定です。なお、廃棄物処理法で埋立処分が禁止されている廃酸、廃アルカリ、廃油は受け入れません。また、「放射性物質汚染対処特措法」に基づく特定産業廃棄物及び水銀廃棄物（廃水銀等、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物）は受け入れません。

依頼先と受入契約を締結する前に、廃棄物の受入判断基準に沿って審査し、基準に適合しない廃棄物は契約しません。また、最終処分場への搬入に際しても、受入検査を実施します。さらに埋立地での荷おろしの時にもチェックを行い、受入判断基準外の廃棄物の搬入を防止します。

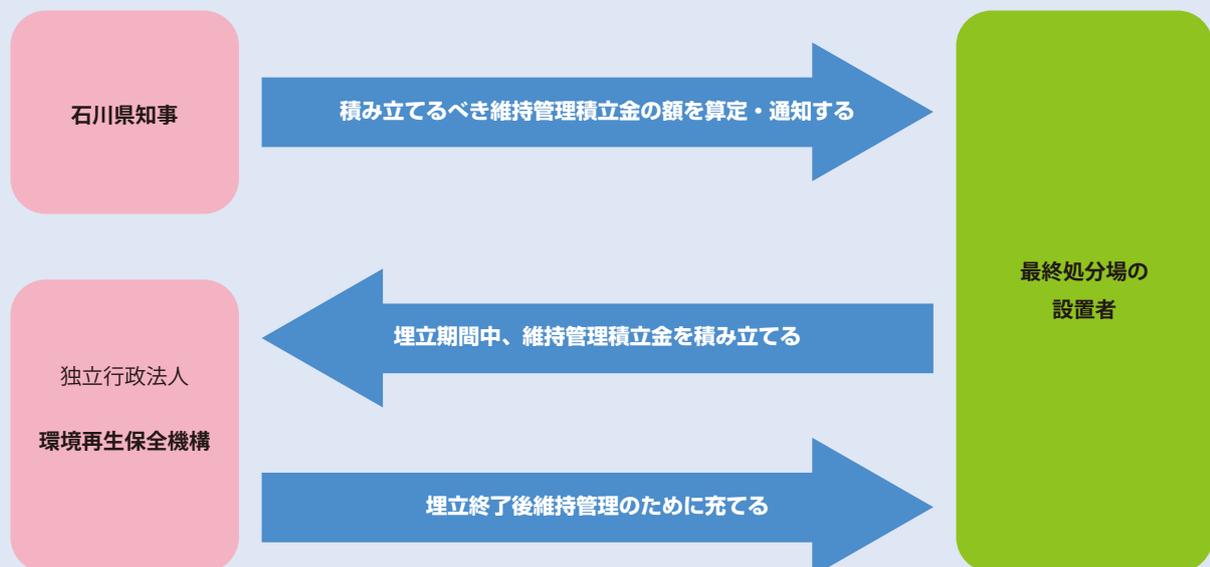
<p>産業廃棄物</p> <p>(14品目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃え殻 ● 汚泥（※1） ● 廃プラスチック類（※2） ● ゴムくず ● 金属くず ● 紙くず ● 木くず ● 繊維くず ● ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（※2） ● 鉱さい ● がれき類（※2） ● ばいじん ● 動植物性残さ ● 政令第13号廃棄物
<p>特別管理産業廃棄物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃石綿等

※1 汚泥の受入計画量は、無機性汚泥90%、有機性汚泥10%とする。また、浸出水処理施設の発生汚泥を含む。

※2 石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

維持管理のための積立金

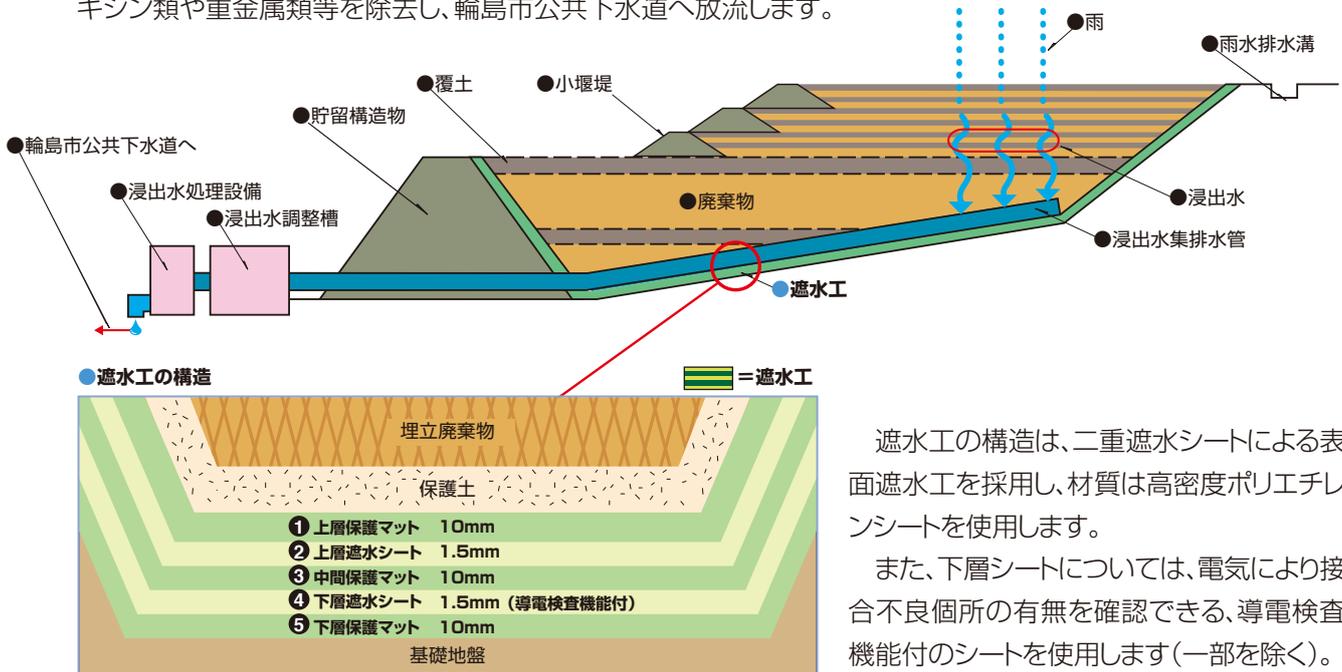
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条の5第1項に基づき、産業廃棄物最終処分場の設置者は、処分場の埋立終了後その適正な維持管理に必要な費用を、あらかじめ埋立期間中に独立行政法人環境再生保全機構に積立をします。



埋立地と遮水工

浸出水(廃棄物に接した雨水)を外部に漏れ出させないようにするために、処分場の下部及び側面に遮水工を設置します。

浸出水は、遮水工の上部に設けられた浸出水集排水管で集め、浸出水処理設備にて、有害物質であるダイオキシン類や重金属類等を除去し、輪島市公共下水道へ放流します。

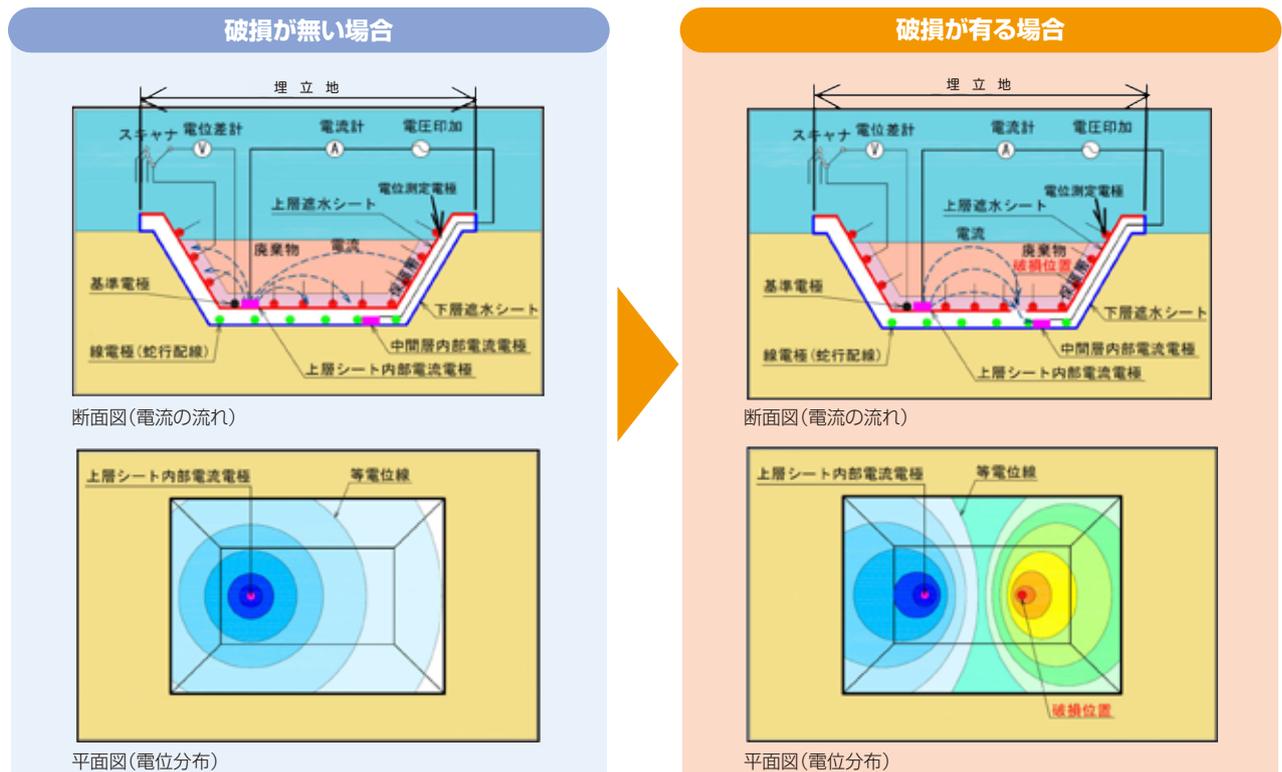


遮水工の構造は、二重遮水シートによる表面遮水工を採用し、材質は高密度ポリエチレンシートを使用します。

また、下層シートについては、電気により接合不良個所の有無を確認できる、導電検査機能付のシートを使用します(一部を除く)。

遮水機能診断システム

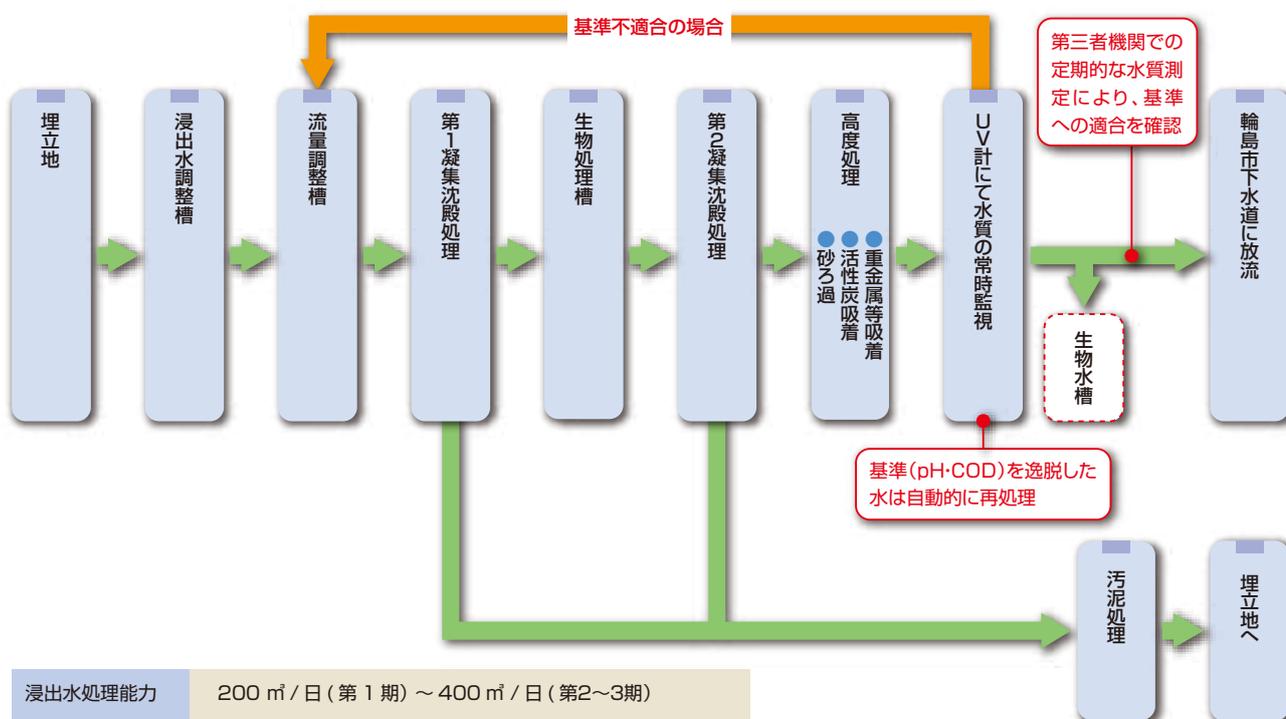
上層シートの破損の有無を毎日検査するために、2.2mの精度で破損個所を検知できる遮水機能診断システムを設置します。万が一遮水シートの破損が検知された場合、廃棄物を除去してシートの損傷を確認し、修復します。



浸出水処理

浸出水は、法令に定められている基準値と同等以上の水質になるよう、浸出水処理施設において、凝集沈殿、生物脱窒素処理、高度処理を行い、水の濁りや汚れ、重金属類やダイオキシン類その他の有害な化学物質を取り除きます。

浸出水処理水は、輪島市公共下水道へ放流し、輪島市でも水質をチェックします。



流入水及び放流水の計画水質

項目	流入原水水質	処理後放流水質
水素イオン濃度 (pH)	2.5 ~ 12.5	5.8 ~ 8.6
生物学的酸素要求量 (BOD ₅)	500 mg/L	20 mg/L
化学的酸素要求量 (COD _{Mn})	650 mg/L	20 mg/L
浮遊物質 (SS)	300 mg/L	10 mg/L
アンモニア性窒素+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素	200 mg/L以下	200 mg/L以下 (アンモニア性窒素 20mg/L以下)
窒素含有量 (T-N)	200 mg/L以下	200 mg/L以下
リン含有量 (T-P)	—	32 mg/L以下
ダイオキシン類	1 ng-TEQ/L以下	10 pg-TEQ/L以下
カルシウムイオン	1000 mg/L	100 mg/L
ヨウ素消費量	—	110 mg/L未滿

なお、浸出水調整槽の容量は、長時間の降雨時において埋立地内で浸出水を内部貯留することがないよう、また、浸出水を定量的に処理することができるように計算していますが、更に、近年の異常気象への配慮から、過去62年間の降雨の再現等、多角的な視点から再検討し、当初の容量を拡大して、第1期において35,258m³を確保することとしました。

また、放流水の水質について、更なるご理解をいただけるように、浸出水処理施設に魚類の生息状況を観測できる水槽(生物水槽)を設け、魚類を飼育します。

モニタリング調査

処分場の安全・安心を確保するため、環境影響評価事後調査(モニタリング調査)を実施し、環境状況を把握します。

調査は専門家の助言を得て実施し、環境上著しい悪影響が生じた場合、あるいは生じることが明らかになった場合には、事業者が必要に応じて追加調査を実施し、適切な措置を講じます。

調査の結果は報告書として取りまとめ、知事及び関係市町長に送付するとともに、ウェブサイト上でも公表します。

モニタリング調査(事後調査)の実施内容

区分	調査項目	事後調査
受入廃棄物	受入廃棄物の種類・量	維持管理上のモニタリング調査
搬入車両の空間線量率	搬入車両の空間線量率(管理棟において計測)	維持管理上のモニタリング調査
埋立地内の状況	埋立ガスの発生量・組成	維持管理上のモニタリング調査
	埋立地内部温度	維持管理上のモニタリング調査
	保有水水位(埋立地内の保有水水位)	維持管理上のモニタリング調査
	空間線量率	維持管理上のモニタリング調査
浸出水	浸出水量・水質	維持管理上のモニタリング調査
	浸出水処理水量・水質	維持管理上のモニタリング調査
	脱水汚泥性状	維持管理上のモニタリング調査
大気汚染	粉じん	維持管理上のモニタリング調査
	大気中アスベスト濃度	維持管理上のモニタリング調査
騒音	工事中及び供用時の騒音レベル	維持管理上のモニタリング調査
振動	供用時の振動レベル	維持管理上のモニタリング調査
悪臭	臭気指数	維持管理上のモニタリング調査
	特定悪臭物質濃度	
水質汚濁	土地の改変により発生する濁水に伴う水質汚濁(河川)	深谷川
	浸出水、浸出水処理水・放流水、脱水汚泥、公共下水道への放流水	維持管理上のモニタリング調査
	施設からの雨水排水	維持管理上のモニタリング調査
	浸出水処理水等の放流に伴う水質汚濁(河川)	仁岸川、ハケ川
	最終処分場廃止後の保有水等の放流に伴う水質汚濁(河川)	深谷川(工事開始前から継続測定)
	地下水の汚濁(周縁地下水水質、地下水集水管ピット水質)	維持管理上のモニタリング調査
	遮水工の損傷の有無	
土壌汚染	地下水の流れ(地下水位)	
	地盤改良材の使用による土壌汚染	
	廃棄物の飛散による土壌汚染	
植物(樹林地含む)	植栽後の植生の状況	
	移植個体の生育状況	
	変更区域の隣接地に生育する重要な種の生育状況	
	下流河川に生育する重要な種の生育状況	深谷川
	湿地環境の維持管理後の植生の状況	代償湿地、残存する水田
動物	湿地環境での保全対象種の環境利用状況	代償湿地、残存する水田
	ミゾゴイ、サンコウチョウ及び希少猛禽類の繁殖状況	
	変更区域の隣接地に生息する重要な種の生息状況	
	下流河川に生息する重要な種の生息状況(移設個体の生息状況を含む)	深谷川、仁岸川、ハケ川
	キクガシラコウモリのねぐらの利用状況	
生態系	潮間帯の生物の生息・生育状況	深谷川河口域
	フクロウの営巣状況及び巣箱の利用状況、餌資源の状況	
	湿地環境及び流域の維持管理後の動植物種の状況	代償湿地、残存する水田
	下流河川に生息・生育する動植物種の生息・生育状況	深谷川、仁岸川、ハケ川
野外レクリエーション地	高爪山山頂の騒音レベル	
	高爪山山頂の悪臭(臭気指数)	
	琴ヶ浜海水浴場の水質	
温室効果ガス	事業活動に伴う温室効果ガス排出量	
	埋立地から発生するガスの組成	

自然環境への配慮

大釜区内での地形・地質、自然環境、文化財等に配慮して埋立地の配置を検討しました。

また、整備工事中の環境対策、濁水等の流出抑制対策、残地森林の確保及び代償湿地(ビオトープ)の設置により、動植物の生育・生息環境の保全等に努めます。

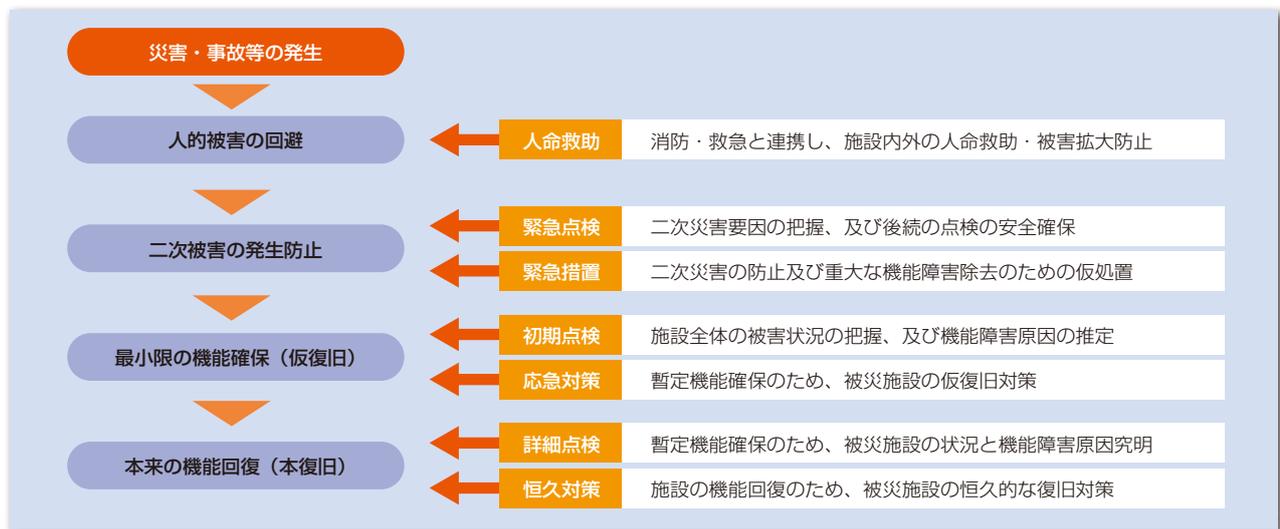
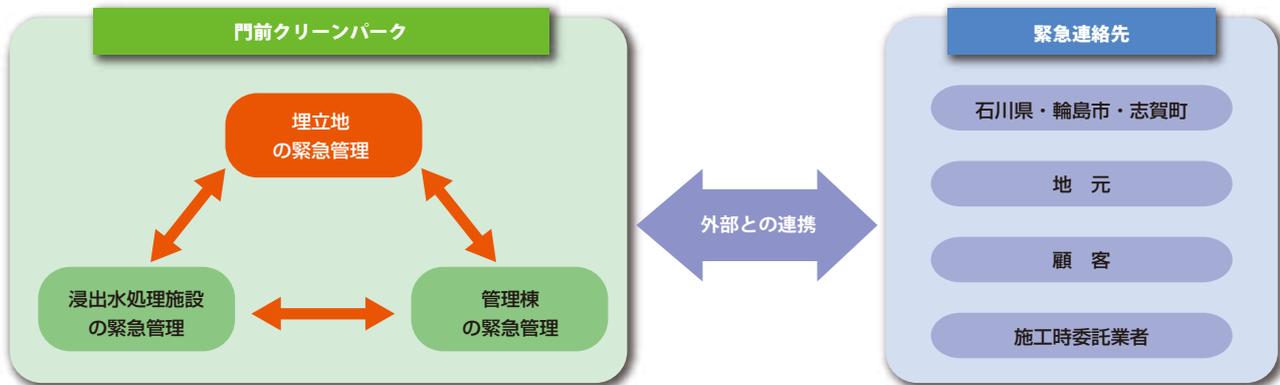


ビオトープイメージ図

災害等緊急時対応

処分場内の主要な施設（貯留構造物、防災調整池、造成法面、浸出水調整設備）については、大規模地震（震度6強、7クラス）に対して耐えられる構造に設計しています。

震度5以上の地震、火災、大雨や遮水機能診断システムが作動した時など、緊急時には、事前に定められた対応策に従って環境保全機能の保持及び施設の早期復旧を図るとともに、いち早く外部との連携を図ります。



処分場の情報公開

- 処分場の安全性と適正な維持管理を明らかにするため、処分場の環境に関する検査データ、廃棄物の搬入の情報などをウェブサイトにて公表します。
- 周辺住民の方々を対象に、定期的に広報誌の「くりーんぱーく便り」を配布します。
- いしかわ版里山づくりISOの活動を推進しています。
- 周辺住民の方々の施設見学をお受けします。



<http://www.takeei.co.jp/mzcp/>

門前クリーンパーク ウェブサイト



くりーんぱーく便り



いしかわ版里山づくりISO認証書

タケエイグループ安全衛生基本方針

タケエイグループでは、「安全はすべてにおいて優先する」を理念に、毎年安全衛生活動計画を策定しています。

平成29年度からは、タケエイグループの現状を踏まえ、多業種に亘るグループ会社を包括した新たな方針を策定しました。また、安全に作業するにあたって手引きとなるよう、具体的な6つの活動と7つの行動を加えました。タケエイグループの一員として新たな安全衛生基本方針のもと、災害ゼロを目指します。



タケエイグループ安全衛生基本方針

【理 念】 「安全はすべてにおいて優先する」

作業や業務においては、リスクの削減を最優先して安全の確保を行う。

【基本方針】 無事故無災害を目的とし、リスク削減について以下を基本方針とする。

1. 法令や規程等を守ることによって、安全で衛生的な職場環境を形成する。
2. 技能の向上とその継承を図ることによって、安全作業と技術を身に付ける。
3. あらかじめ作業の有害・危険性を捉え、事前に安全衛生対策を講じる。

【行動指針】 1. 法令に従った管理を実施する。

2. 基本方針に従い期間的な目標を掲げ、その目標を達成するための計画と効果的な安全衛生活動を実施する。

- ① 環境整備活動 — 5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰け)活動などで職場環境を整え、事故災害の要因を作らない。
- ② 危険の予見活動 — リスクアセスメントや危険予知活動を実施し、リスクの低減を図る。
- ③ 再発防止活動 — 発生した事故災害・類似事故・ヒヤリハットの要因と背景を明らかにし、再発・類似事故災害の防止対策を実施する。
- ④ 教育訓練活動 — 安全な作業が身に付くように、手作業、車両運転、機械重機の操作などの技能教育・技能訓練を行う。
- ⑤ 健康管理活動 — 労働時間と作業環境から健康を阻害する要因を調査し、健康の維持増進活動を行う。
- ⑥ 情報管理活動 —
 - 暗黙のルールや手順を明文化し、関係者に伝える。
 - 安全衛生に必要な情報を収集し、掲示するなど周知する。
 - 文書や活動の記録を適正に保管管理する。

3. 作業・業務に従事する一人ひとりが安全衛生を意識し行動する。

- ① 規定、ルール、手順を守る。
- ② 焦り、急ぎ、横着、近道行動を起こさないように意識する。
- ③ 手作業、車両運転、機械重機操作などの技能向上を目指す。
- ④ 資材、道具、車両、機械を大切に扱い、手順に沿って慎重に作業する。
- ⑤ 定められた保護具を装着し、労働災害や健康阻害を防止する。
- ⑥ 危険に遭ったり、危険な状態や作業を見かけたら必ず報告する。
- ⑦ 生活習慣やストレス対策などを意識し、健康の維持増進を継続的に行う。

タケエイグループ企業行動規範

タケエイグループが大切にしている価値観・行動指針を明確化したものが「タケエイグループ企業行動規範」です。企業行動規範を全社員で共有し、日常業務の中で実践・行動することで、企業の社会的責任を果たし、グループの発展に努めていきます。

タケエイグループ企業行動規範

私たちは、環境事業を営む企業としての社会的責任を自覚し、すべての法令を誠実に遵守するとともに、社会的良識をもって、次のとおり行動します。

- 1 資源循環型社会の実現に貢献します
- 2 環境とのバランスに配慮します
- 3 企業情報を適宜適切に提供します
- 4 公正な競争を行います
- 5 作業現場における安全の確保に努めます
- 6 個性と能力を活かせる職場の形成に努めます
- 7 反社会的勢力に対し、利益を供与しません

タケエイグループ企業行動規範は、ウェブサイトで全文を公開しています。

<http://www.takeei.co.jp/takeei03.html>

ステークホルダーとの関わり

タケエイグループの事業は、お客さま・株主・社員・取引先・行政および地域住民の方々等、さまざまなステークホルダーとの関わりの中で成り立っています。

事業活動における法令遵守、雇用の創出、安全確保、環境保全、地域社会への貢献など、ステークホルダーの皆さまの期待に応えることで、信頼の獲得に努めています。門前クリーンパークにおいても、ステークホルダーとの信頼をより強固なものとするため、さまざまな形で対話を実施し、その声を経営に反映すべく取り組みを重ねていきます。





株式会社門前クリーンパーク

〒927-2342 石川県輪島市門前町劔地口1番地
TEL.&FAX. 0768-45-1820
<http://www.takeei.co.jp/mzcp/>

アクセスマップ

東京(首都圏)から

飛行機では

- 1 羽田空港 → 能登空港(1時間) → 国道249号線 深谷橋左折 → 門前クリーンパーク(車で約50分)
- 2 羽田空港 → 小松空港(1時間) → 金沢駅(特急バス40分) → 輪島駅(特急バス2時間) → 国道249号線 深谷橋左折 → 門前クリーンパーク(車で約40分)

自動車では

- 1 東京(関越自動車道・北陸道・東名・名神・北陸道) → 金沢 I.C → 内灘 I.C(能登里山海道) → 西山 I.C(金沢I.Cから約45分) → 国道249号線 志賀町経由 深谷橋右折 → 門前クリーンパーク(約30分)

大阪・京都・名古屋から

自動車では

- 1 大阪・京都・名古屋(名神・北陸道) → 金沢 I.C → 内灘 I.C(能登里山海道) → 西山 I.C(金沢I.Cから約45分) → 国道249号線 志賀町経由 深谷橋右折 → 門前クリーンパーク(約30分)

